

農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る提出書類

(相続(遺産分割・包括遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効等)

■提出書類

	書類名	部数	確認欄	備考
1	農地法第3条の3第1項の規定による届出書	1		
2	その他農業委員会が必要と認める書類			
3	大和平野土地改良区組合員資格得喪の通知書	1		賦課金納付義務者を変更する場合

☐ の書式は本冊子に添付しています

■次の事項に該当する場合は、事前に申し出てください

- ☐ 申請者が、農業者年金の加入者又は受給者の場合
- ☐ 申請農地が、相続税・贈与税の納税猶予を受けている特例農地の場合
- ☐ 申請農地に、権利の設定がされている場合

※申請書類の取りまとめ日は毎月25日です(閉庁日の場合は、その前の開庁日)

※相続登記完了後に申請をしてください

(記載要領)

- 1 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
- 2 届出者の氏名(法人の場合にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 4 2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 5 4の「権利を取得した事由」には、相続(遺産分割及び包括遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
- 6 5の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定(見込み)の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。
- 7 6の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。
- 8 本届出は権利関係を証明するものではないので、念のため申し添えます。